

1 地方財政の推進

(2) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正と臨時財政対策債の廃止について

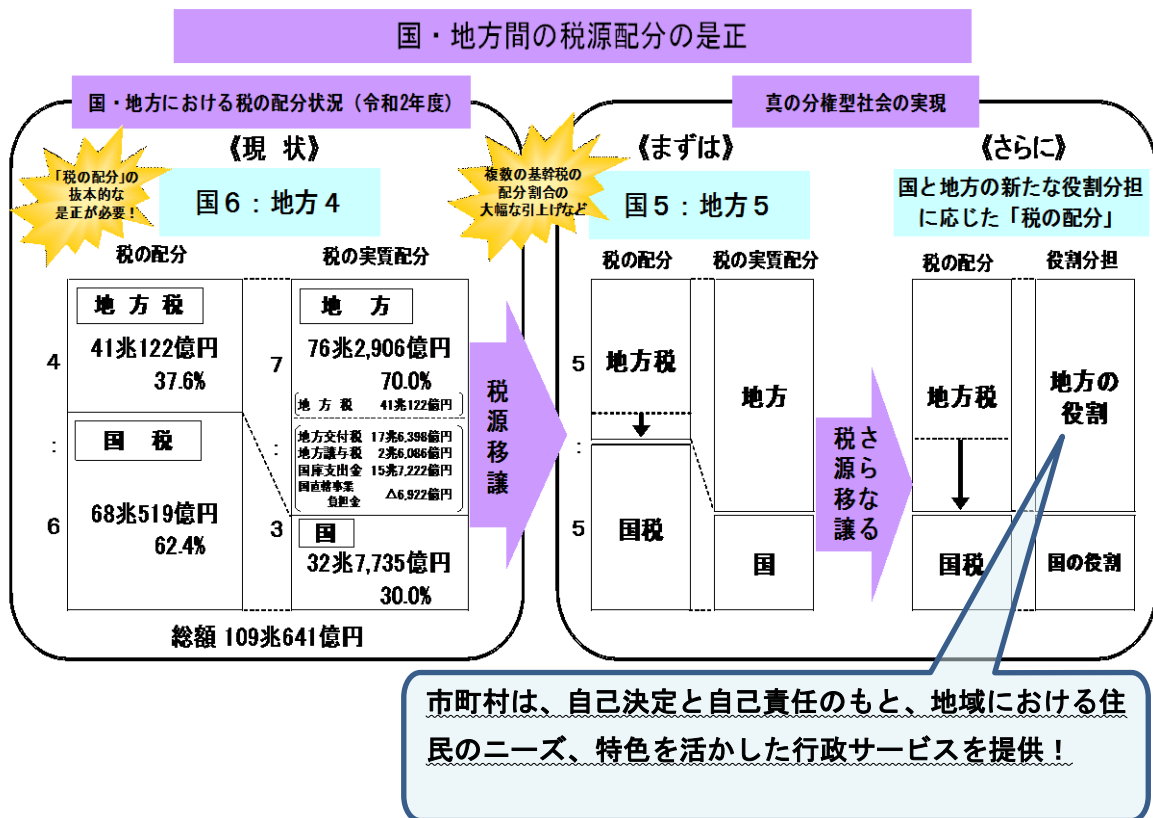
【提案・要望先】総務省・財務省

～提案・要望事項～

- 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割に応じた配分となるよう、地方税の割合を高めていくこと。
- 臨時財政対策債については、地方財源不足の対応として臨時的に導入されたものであることから、地方交付税の法定率引上げにより地方財源不足に対応した上で速やかに廃止すること。
- 地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

【現状と課題】

- 本市は、事務事業の見直しや組織の再編統合、人件費の削減など、行財政改革に取り組み、歳出削減努力を行っている。
- 臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の臨時措置として導入されたものではあるが、これまでその措置は6回延長され、19年間続いている。
- 臨時財政対策債の累積残高について、国においては、約54兆円（平成30年度末）、本市においても約2,096億円（平成30年度末）と増加する一方である。



【本件に関する連絡先】

財政局 財政課長 寶子 英司 (TEL:072-228-7471)